

平成 25 年 12 月 2 日

各 位

会 社 名 エムスリー株式会社
代表者名 代表取締役 谷村 格
(コード：2413 東証一部)
問合せ先 取締役 辻 高宏
(TEL. 03-6229-8900)

会 社 名 株式会社メディサイエンスプランニング
代表者名 代表取締役会長兼社長 浦江 明憲
(コード：2182 東証 J A S D A Q)
問合せ先 執行役員経営企画部長 筒井 祐智
(TEL. 03-5820-7614)

エムスリー株式会社による株式会社メディサイエンスプランニングの 完全子会社化に関する株式交換契約締結（簡易株式交換）のお知らせ

エムスリー株式会社（以下「エムスリー」といいます。）及び株式会社メディサイエンスプランニング（以下「メディサイエンスプランニング」といいます。）は、本日開催の両社の取締役会において、エムスリーを株式交換完全親会社、メディサイエンスプランニングを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、本日、株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本株式交換の効力発生日は、平成 26 年 2 月 18 日を予定しております。

また、本株式交換は、平成 26 年 1 月 23 日開催予定のメディサイエンスプランニングの臨時株主総会の決議による承認を受けたいえで実施する予定です。エムスリーは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

なお、メディサイエンスプランニングの株式は、本株式交換の効力発生日に先立ち、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。） J A S D A Q 市場（以下「東証 J A S D A Q」といいます。）において、平成 26 年 2 月 13 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 2 月 12 日）となる予定です。

記

1. 本株式交換の目的

エムスリーは、「インターネットを活用して、健康で楽しく長生きできる人を一人でも増やし、不必要な医療コストを 1 円でも減らす」ことを事業目的として掲げ、約 25 万人の医師会員を有する医療従事者専門サイト「m3.com」を運営し、会員医師が主体的・継続的に高頻度で医学関連情報を受け取れる「MR 君」等の製薬会社向けマーケティング支援サービスや、「m3.com」を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する「治験君」、最適な治験プランニングをサポートする「プロトコル君」等の治験支援サービスを提供しています。一方、メディサイエンスプランニングは、製薬会社等との契約により臨床試験の管理・運営に関する様々なサービスを提供する医薬品開発業務受託機関(CRO(注1))であり、臨床第 I 相試験から製造販売後臨床試験及び国際共同治験に関するモニタリング業務、データマネジメント・統計解析業務、品質管理・品質保証業務、ファーマコヴィジランス業務等を行っており、製薬会社等へコントラクト MR(注2)を派遣する CSO 事業(注3)も展開しています。

エムスリーは、インターネットを活用した効率的な治験支援事業の加速化や、CSO 事業の高付加価値化を推進するため、治験支援分野において様々なサービスを提供する CRO 事業に加えて CSO 事業も展開しているメ

ディサイエンスプランニングとの間で、両社の強みを活かした事業展開を共同で行うため、平成 24 年 5 月に、資本・業務提携契約を締結し、メディサイエンスプランニングの株式 649,400 株（発行済株式の総数に対する所有株式の割合 25.00%）を取得いたしました。その後、同年 10 月にはエムスリーの子会社である株式会社 MIC メディカルを含めた 3 社間での協業体制を構築する等、両社グループのリソース及びノウハウを活かし、特に、インターネットを活用した治験の効率化・コントラクト MR の高付加価値化、CRA(注 4)等の人的リソースの有効活用、営業情報の共有や共同提案等においてシナジー創出に努めてまいりました。

近年、医薬品業界は新薬の創出が困難になりつつあることに加え、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む等、厳しい事業環境が継続しており、製薬会社は新薬の研究開発を強化し、パイプラインの充実や経営資源の集中を進めております。このような医薬品業界の環境のもと、製薬会社からの臨床開発支援業務に対するニーズは継続するものと予測されますが、今後はプロジェクトの大型化、国際共同治験の増加、特定領域への知見等、CRO の選別が始まっていくものと考えられます。また CSO 事業においてもコントラクト MR による営業・マーケティング活動の更なる効率化や生産性の向上が求められる状況にあります。

これまで、エムスリーの連結子会社である株式会社 MIC メディカルからメディサイエンスプランニングへの CRA の派遣や、メディサイエンスプランニングからエムスリーの連結子会社であるメビックス株式会社への CRA の派遣等、両社は一定の協力関係にはあったものの、近年の急速な市場環境の変化に対応し、さらなる事業の発展を実現するためには、両社で長期ビジョン・戦略の共有化を行い、製薬会社等の顧客ニーズにあわせたサービスの開発・提供を進める等、両社が持つ経営資源の最大限の活用と経営判断の迅速化を可能とする強固な体制を構築することが不可欠であり、エムスリーによるメディサイエンスプランニングの完全子会社化が最適と判断しました。

本株式交換を経て経営を一体化することにより、エムスリーでは CRO 事業における CRA 等の人的リソースや国際共同治験のノウハウの獲得、また CSO 事業におけるコントラクト MR による製薬会社へのマーケティング支援の提供が可能となり、メディサイエンスプランニングでは CRO 事業及び CSO 事業におけるインターネットを組み合わせたサービス提供による差別化が可能となり、両社の企業価値向上に大きく寄与することになります。具体的には以下のような事業シナジーの追求が可能になります。

- ① 両社の CRA 等の人的リソースの共有化による稼働率の向上等の生産性の向上、豊富な人的リソースを背景とした大型案件等の受注力の強化及びグループ内連携による優秀な人材の確保・人材育成制度の充実
- ② m3.com を通じて治験に参加する医療機関・被験者を募集する治験支援サービス「治験君」と CRO 事業のオペレーションノウハウを組み合わせることによる治験プロセスの効率化、希少疾患等への対応強化による生産性の向上
- ③ m3.com 等のインターネットを活用するスキルを身に付けた高付加価値コントラクト MR の派遣サービスや、製薬会社へのインターネットからリアルでのディテリングまでのワンストップでのマーケティング支援サービスの提供等による生産性の向上

(注 1) CRO

CRO (Contract Research Organization) は、医薬品開発業務受託を行う組織であります。製薬会社等が行う臨床試験の運営に係る各種業務の一部又はほとんど全てを受託しております。

(注 2) コントラクト MR

CSO 事業に所属する MR (Medical Representative : 医薬情報担当者) をいいます。

(注 3) CSO 事業

CSO (Contract Sales Organization) 事業は、医療機関に対する医薬品・医療機器等の営業活動や、マーケティング業務等を受託し行う事業であります。一般的にこれらは製薬会社の MR が行う業務であります。CSO は独自に MR を採用し、製薬会社等からの依頼に応じて MR の特定派遣、委託契約による業務受託を行います。

(注 4) CRA

CRA (Clinical Research Associate) は、治験モニタリング担当者のごとであります。治験が薬事法及び GCP・標準業務手順書 (SOP)・実施計画書を遵守し、適正に行われているかどうか監視、確認することが主な業務であります。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成 25 年 12 月 2 日
本株式交換契約締結日（両社）	平成 25 年 12 月 2 日
臨時株主総会基準日公告日（メディサイエンスプランニング）	平成 25 年 12 月 3 日（予定）
臨時株主総会基準日（メディサイエンスプランニング）	平成 25 年 12 月 17 日（予定）
臨時株主総会開催日（メディサイエンスプランニング）	平成 26 年 1 月 23 日（予定）
株式交換比率決定日	平成 26 年 2 月 3 日（予定）
最終売買日	平成 26 年 2 月 12 日（予定）
上場廃止日（メディサイエンスプランニング）	平成 26 年 2 月 13 日（予定）
本株式交換の実施予定日（効力発生日）	平成 26 年 2 月 18 日（予定）

(注1) エムスリーは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

(注2) 上記日程は、本株式交換の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両社が協議し合意の上、これを変更することがあります。

(2) 本株式交換の方式

エムスリーを株式交換完全親会社、メディサイエンスプランニングを株式交換完全子会社とする株式交換となります。エムスリーは、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行う予定です。メディサイエンスプランニングは、本株式交換について平成 26 年 1 月 23 日に開催予定のメディサイエンスプランニングの臨時株主総会において決議による承認を受けた上で、本株式交換を行う予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

エムスリーは、本株式交換に際して、本株式交換によりエムスリーがメディサイエンスプランニングの発行済株式（ただし、エムスリーが有するメディサイエンスプランニングの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）におけるメディサイエンスプランニングの株主（ただし、エムスリーを除きます。）に対し、メディサイエンスプランニングの普通株式に代わり、その有するメディサイエンスプランニングの普通株式の数に、以下の算式により算出される株式交換比率を乗じて得た数のエムスリーの普通株式を割り当てます（以下、かかる方法で株式交換比率を算定する方式を「変動性株式交換比率方式」といいます。）。

株式交換比率 = 3,500 円（※） / エムスリーの普通株式の平均価格

※ 3. 記載の手法により算定した、メディサイエンスプランニングの普通株式 1 株当たりの評価額

上記算式において「エムスリーの普通株式の平均価格」とは、東京証券取引所市場第一部における平成 26 年 1 月 27 日（同日を含みます。）から同年 1 月 31 日（同日を含みます。）までの 5 取引日における各取引日（ただし、取引が行われなかった日を除きます。）のエムスリーの普通株式 1 株当たりの売買高加重平均価格の平均値（ただし、小数点以下第 1 位まで算出し、その小数点第 1 位を四捨五入します。）です。

(注1) 株式交換比率の計算方法

株式交換比率は、小数点以下第 5 位まで算出し、その小数点第 5 位を四捨五入いたします。

(注2) 株式交換により交付する株式数等

エムスリーは、基準時におけるメディサイエンスプランニングの株主（ただし、エムスリーを除く。）の有するメディサイエンスプランニングの普通株式数の合計数に、上記株式交換比率を乗じて得た数のエムスリーの普通株式を交付します。エムスリーは、本株式交換による株式の交付に際し、新たに普通株式を発行する予定です。なお、メディサイエンスプランニングは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、法令等

に従い、基準時までには有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによってメディサイエンスプランニングが取得する自己株式を含みます。）の全部を消却する予定です。

（注 3） 1 株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、エムスリーの普通株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなるメディサイエンスプランニングの現株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数のエムスリーの株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主様に交付いたします。なお、メディサイエンスプランニングの単元株式数である 100 株を保有する株主様に対しては、エムスリーの普通株式の平均価格が 351,758 円を超えた場合、エムスリーの普通株式は交付されず、かかる売却代金のみの交付となります。

（4）本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

メディサイエンスプランニングは、平成 26 年 1 月 23 日に開催予定のメディサイエンスプランニングの臨時株主総会の決議により、本株式交換について承認を受けられた場合、本株式交換の効力発生日の前日までのメディサイエンスプランニングの取締役会が別途定める日に、メディサイエンスプランニングの発行する新株予約権の全てを無償で取得し、消却する予定です。

なお、メディサイエンスプランニングは新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（1）割当ての内容の根拠及び理由

エムスリーとメディサイエンスプランニングは、平成 24 年 5 月の資本業務提携関係の構築以降、両社の事業における連携を進めると同時に、両社の協業体制及び資本政策の在り方等に関する議論を行っていましたが、その一環として、平成 25 年 10 月頃、エムスリーよりメディサイエンスプランニングに対して本株式交換を提案し、両社間で議論を開始しました。

エムスリーは、本株式交換に関する議論の開始にあたり、下記（4）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして北村・平賀法律事務所をそれぞれ選定し、本格的な検討を開始いたしました。

他方、メディサイエンスプランニングは、エムスリーから提案を受け、下記（4）「公正性を担保するための措置」及び（5）「利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本株式交換の株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するため、第三者算定機関として朝日ビジネスソリューション株式会社（以下「朝日ビジネスソリューション」といいます。）を、法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定し、エムスリーからの本株式交換に関する提案の検討を開始いたしました。

エムスリーとメディサイエンスプランニングは、本株式交換の目的、株式交換比率の算定方式、株式交換比率等について、それぞれ両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、両社間で真摯に交渉・協議を行いました。

通常の株式交換では、公表時に株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしますが、本株式交換では、対価が上場株式であるエムスリーの株式であり市場株価が変動することから、効力発生日においてメディサイエンスプランニングの株主に対して割当交付されるエムスリー株式に係る価値（時価）は、確定いたしません。一方、変動性株式交換比率方式を採用した場合は、株式交換比率及び対価として交付される株式交換完全親会社の株式数は確定いたしません。公表時にメディサイエンスプランニングの株式の価値を確定し、同社株式 1 株につき対価として交付されるエムスリー株式の数を効力発生日直前の一定期間におけるエムスリー株式の平均価格をもとに決定することとなるため、効力発生日においてメディサイエンスプランニングの株主に対して割当交付されるエムスリー株式に係る価値（時価）は、予め本株式交換契約締結時に確定することが可能となります。

エムスリー及びメディサイエンスプランニングは、メディサイエンスプランニングの株主に対し最大限配慮することが重要であるという認識の下、この特徴を検証した上で、メディサイエンスプランニングの株主にとっての

有益性を総合的に勘案し、いずれが最適な方式かを慎重に協議した結果、通常の株式交換であれば、メディサイエンスプランニングの株主にとって、本株式交換により割当交付されるエムスリーの株式の価格変動リスクを負担することとなるところ、変動性株式交換比率方式であれば、当該価格変動リスクを回避することができるメリットがあることを重視し、最終的に、変動性株式交換比率方式が最適な方式と判断いたしました。

その後、エムスリー及びメディサイエンスプランニングは、それぞれの第三者算定機関より受領した株式交換比率算定の基礎となるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定結果を参考としつつ、メディサイエンスプランニングの財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社で真摯に協議を行いました。

その結果、エムスリーは本日開催された取締役会において、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値を3,500円とすることが妥当であり、エムスリーの株主の利益に資するものであると判断し、決議いたしました。

他方、メディサイエンスプランニングは、第三者算定機関である朝日ビジネスソリューションから平成25年11月29日付で受領した株価算定書、法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの法的な観点からの助言を踏まえ、取締役会で慎重に審議した結果、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値を3,500円とすることは、下記(2)「算定に関する事項」に記載のとおり、市場株価平均法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限を上回るものであり、かつディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、朝日ビジネスソリューションから平成25年11月29日付で受領した株価算定書に照らして合理的な水準であることから、メディサイエンスプランニングの株主の利益に資するものであると判断し、本日開催された取締役会において、下記(5)「利益相反を回避するための措置」に記載の方法により決議いたしました。

また、対価として交付するエムスリーの株式価値については、変動性株式交換比率方式であることから本株式交換の効力発生日直前の株価を採用することが望まれますが、効力発生日前に必要とされる所定の証券保管振替制度上の事務対応期間を設け、その直前の一定期間における各取引日の売買高加重平均価格の平均値とすることが妥当と判断いたしました。

(2) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに上場会社との関係

野村證券及び朝日ビジネスソリューションはいずれも、エムスリー及びメディサイエンスプランニングから独立した算定機関であり、エムスリー及びメディサイエンスプランニングの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

②算定の概要

本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、エムスリー及びメディサイエンスプランニングは、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定の基礎となるメディサイエンスプランニングの1株当たり価値の算定を依頼することとし、エムスリーは野村證券を、メディサイエンスプランニングは朝日ビジネスソリューションを第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

野村證券は、メディサイエンスプランニングの株式が東証JASDAQに上場しており、市場株価が存在することから市場株価平均法を、また、同社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためDCF法を採用して算定を行いました。各採用手法によるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	1株当たり価値の算定結果
市場株価平均法	2,738円～3,010円
類似会社比較法	2,580円～3,219円
DCF法	2,956円～4,253円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年 11 月 28 日として、東証 J A S D A Qにおけるメディサイエンスプランニングの普通株式の基準日終値 (2,822 円)、直近 1 週間の終値の単純平均値 (2,774 円 (小数点以下四捨五入))、直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 (2,738 円 (小数点以下四捨五入))、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 (2,796 円 (小数点以下四捨五入)) 及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 (3,010 円 (小数点以下四捨五入)) を基に、メディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1 株当たりの価値を 2,738 円から 3,010 円までと算定しております。

類似会社比較法では、メディサイエンスプランニングと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じてメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1 株当たりの価値を 2,580 円から 3,219 円までと算定しております。

D C F法では、メディサイエンスプランニングの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したメディサイエンスプランニングの収益予想に基づき、メディサイエンスプランニングが将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてメディサイエンスプランニングの企業価値やメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1 株当たりの価値を 2,956 円から 4,253 円までと算定しています。

野村證券は、メディサイエンスプランニングの普通株式の 1 株当たりの価値の算定に際して、メディサイエンスプランニング及びエムスリーから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、メディサイエンスプランニングとその関係会社の資産又は負債 (偶発債務を含みます。) について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、メディサイエンスプランニングの財務予測 (利益計画その他の情報を含みます。) については、メディサイエンスプランニング及びエムスリーの各経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、野村證券が上記 D C F法の算定の基礎としたメディサイエンスプランニングの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。

朝日ビジネスソリューションは、メディサイエンスプランニングの株式が東証 J A S D A Qに上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、同社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、上場類似会社による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため D C F法を採用して算定を行いました。各採用手法によるメディサイエンスプランニングの普通株式の 1 株当たりの価値の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	1 株当たり価値の算定結果
市場株価平均法	2,738 円～3,010 円
類似会社比較法	2,890 円～3,250 円
D C F法	3,270 円～3,970 円

市場株価平均法では、基準日を平成 25 年 11 月 28 日として、東証 J A S D A Qにおけるメディサイエンスプランニングの普通株式の直近 1 ヶ月間の終値の単純平均値 (2,738 円 (小数点以下四捨五入))、直近 3 ヶ月間の終値の単純平均値 (2,796 円 (小数点以下四捨五入)) 及び直近 6 ヶ月間の終値の単純平均値 (3,010 円 (小数点以下四捨五入)) を基に、メディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1 株当たりの価値を 2,738 円から 3,010 円までと算定しております。

類似会社比較法では、メディサイエンスプランニングと比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じてメディサイエンスプランニングの普通株式を分析し、1 株当たりの価値を 2,890 円から 3,250 円までと算定しております。

D C F法では、メディサイエンスプランニングの事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したメディサイエンスプランニングの収益予想に基づき、メディサイエンスプランニングが将来生

み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いてメディサイエンスプランニングの企業価値やメディサイエンスプランニングの普通株式の価値を分析し、1株当たりの価値を3,270円から3,970円までと算定しています。

朝日ビジネスソリューションは、メディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定に際して、メディサイエンスプランニングから提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていません。また、メディサイエンスプランニングとその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、メディサイエンスプランニングの財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、同社の経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、朝日ビジネスソリューションが上記DCF法の算定の基礎としたメディサイエンスプランニングの利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はございません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成26年2月18日をもって、エムスリーはメディサイエンスプランニングの完全親会社となり、完全子会社となるメディサイエンスプランニングの普通株式は東証JASDAQの上場廃止基準に従って、平成26年2月13日付で上場廃止（最終売買日は平成26年2月12日）となる予定です。上場廃止後は、メディサイエンスプランニングの普通株式を東証JASDAQにおいて取引することはできなくなりますが、メディサイエンスプランニングの株主に対しては、本株式交換契約に従い、上記2.

（3）記載のとおり、エムスリーの普通株式が割り当てられます。

本株式交換の対価として交付されるエムスリーの普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、本株式交換によりエムスリーの1株以上の普通株式の割当てを受ける株主は、引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

本株式交換によりメディサイエンスプランニングの株主に割当てられるエムスリーの普通株式に1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記2.（3）の（注3）をご参照ください。

（4）公正性を担保するための措置

エムスリーはメディサイエンスプランニングの発行済株式数の25.00%を有し、メディサイエンスプランニングを持分法適用関連会社としており、また、エムスリーの代表取締役である谷村格氏がメディサイエンスプランニングの取締役を兼務していることから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、両社は上記3.（2）に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に株式交換比率の算定の基礎となるメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、変動性株式交換比率方式を採用した上で、上記記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意し、本日開催のそれぞれの取締役会で決議いたしました。

なお、エムスリー及びメディサイエンスプランニングは、いずれも、各第三者算定機関からメディサイエンスプランニングの普通株式の1株当たりの価値の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、エムスリーは北村・平賀法律事務所を、メディサイエンスプランニングは森・濱田松本法律事務所を選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。

（5）利益相反を回避するための措置

エムスリーはメディサイエンスプランニングの発行済株式数の25.00%を有し、メディサイエンスプランニングを持分法適用関連会社としており、また、エムスリーの代表取締役である谷村格氏がメディサイエンスプランニングの取締役を兼務していることから、以下のような措置を講じております。

すなわち、メディサイエンスプランニングの取締役4名のうち、エムスリーの代表取締役を兼務している谷村

格氏は、利益相反を回避する観点から、本日開催のメディサイエンスプランニングの取締役会において、本株式交換の審議及び決議には参加しておらず、また、本株式交換に関するエムスリーとの協議及び交渉にも参加しておりません。

上記のメディサイエンスプランニングの取締役会においては、谷村格氏を除く全ての取締役が出席し、その全員一致により本株式交換契約の締結を決議しております。また、上記の取締役会には、全ての監査役（3名全員が社外監査役）が出席し、その全員が本株式交換契約の締結につき異議がない旨の意見を表明しております。

4. 本株式交換の当事会社の概要

	株式交換完全親会社 (平成 25 年 9 月 30 日時点)	株式交換完全子会社 (平成 25 年 8 月 31 日時点)
(1) 名称	エムスリー株式会社	株式会社メディサイエンスプランニング
(2) 所在地	東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号	東京都中央区東日本橋一丁目 1 番 7 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 谷村 格	代表取締役会長兼社長 浦江 明憲
(4) 事業内容	インターネットを利用した医療関連サービスの提供	CRO 事業
(5) 資本金	13 億 8,508 万円	3 億 6,152 万円
(6) 設立年月日	平成 12 年 9 月 29 日	昭和 57 年 9 月 20 日
(7) 発行済株式数	1,589,958 株	2,597,600 株
(8) 決算期	3 月 31 日	8 月 31 日
(9) 従業員数	(連結) 1,207 名	(連結) 748 名
(10) 主要取引先	国内の製薬企業等	国内の製薬企業等
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行	株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行
(12) 大株主及び持株比率	ソニー株式会社 40.1% 日本トラスティ・サービス 6.1% 信託銀行株式会社 日本マスタートラスト信託 4.9% 銀行株式会社 谷村 格 3.0% 資産管理サービス信託銀行 1.9% 株式会社 ノーザン トラスト カンパ 1.5% ニー(エイブイエフシー) サブ アカウント アメリカ ン クライアント(常任代理 人 香港上海銀行東京支店) ゴールドマン・サックス・ 1.3% アンド・カンパニー レ ギュラーアカウント(常任 代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	エムスリー株式会社 25.0% 株式会社ランダムスクウェア 9.8% 浦江 明憲 9.3% 株式会社サンケア 7.8% ザ バンク オブ ニュー 5.5% ヨーク メロン アズ エー ジェント ビーエヌワイエム エイエス イーエイ ダッチ ペンション オムニバス 140016(常任代理人 株式会 社みずほ銀行決済営業部) メディサイエンスプランニング 4.7% 社員持株会 酒井 杏郎 3.1%

	ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノント リティー クライアーツ 613(常任代理人 ドイツ証 券株式会社)	1.3%	天本 敏昭	2.3%
	ビービーエイチ オッペン ハイマー グローバル オポ チュニティーズ ファンド (常任代理人 株式会社三菱 東京 UFJ 銀行)	1.3%	入江 伸	2.3%
	ステート ストリート バン ク アンド トラスト カン パニー(常任代理人 香港上 海銀行東京支店)	1.1%	三上 昌也	2.0%

(13) 当事会社間の関係

資 本 関 係	エムスリーは、メディサイエンスプランニングの発行済株式総数 (2,597,600株) の 25.00%に相当する 649,400 株を有しております。
人 的 関 係	エムスリーの代表取締役である谷村格氏が、メディサイエンスプランニングの取締役を兼任しております。
取 引 関 係	メディサイエンスプランニングは、エムスリーの連結子会社との間で、モニター派遣業務を委託及び受託しており、エムスリーの持分法適用関連会社に対して翻訳業務を委託しております。
関連当事者への 該 当 状 況	メディサイエンスプランニングはエムスリーの持分法適用関連会社であり、エムスリーとメディサイエンスプランニングは、相互に関連当事者に該当いたします。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態

決算期	エムスリー (連結)			メディサイエンスプランニング (連結)		
	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期	平成 23 年 8 月期	平成 24 年 8 月期	平成 25 年 8 月期
連 結 純 資 産	13,708	17,480	23,472	1,571	1,825	2,056
連 結 総 資 産	17,786	23,017	30,853	3,660	3,961	4,983
1 株 当 たり 連 結 純 資 産 (円)	8,465.10	10,664.80	14,001.25	605.01	702.83	805.46
連 結 売 上 高	14,646	19,040	26,007	7,125	7,845	8,240
連 結 営 業 利 益	6,031	7,648	9,294	655	784	732
連 結 経 常 利 益	6,143	7,695	9,625	659	719	749
連 結 当 期 純 利 益	3,486	4,492	5,598	368	345	444
1 株 当 たり 連 結 当 期 純 利 益 (円)	2,218.36	2,843.43	3,526.67	141.92	133.02	173.97
1 株 当 たり 配 当 金 (円)	5,000.00	2,500.00	1,200.00	30.00	40.00	50.00

(注1) エムスリーは、平成23年10月1日付で普通株式1株を2株に分割する株式の分割、平成24年10月1日付で普通株式1株を3株に分割する株式の分割を行っています。平成23年3月期の期首に当該株式の分割が行われたと仮定して、「1株当たり連結純資産」及び「1株当たり連結当期純利益」を算定しています。

(注2) 「1株当たり配当金」の額は株式の分割による調整を行っておりません。

(注3) 単位は百万円としております。(特記しているものを除く。)

(注4) 持株比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

5. 本株式交換後の状況

		株式交換完全親会社
(1)	名 称	エムスリー株式会社
(2)	所 在 地	東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 谷村 格
(4)	事 業 内 容	インターネットを利用した医療関連サービスの提供
(5)	資 本 金	13 億 8,508 万円
(6)	決 算 期	3 月 31 日
(7)	純 資 産	現時点では確定していません。
(8)	総 資 産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換に伴う会計処理は、企業結合会計基準における「取得」に該当し、エムスリーによるメディサイエンスプランニングの取得処理となります。この処理に伴いエムスリー側でのれんが発生する見込みですが、のれんが発生した場合における金額及び償却年数など、現時点では確定していませんので確定次第開示いたします。

7. 今後の見通し

本株式交換によりエムスリーの持分法適用関連会社であるメディサイエンスプランニングは、エムスリーの完全子会社となる予定です。本株式交換がエムスリーの連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定していません。今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以 上

(参考)

エムスリーの当期連結業績予想（平成 25 年 10 月 28 日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 3 月期)	34,000	11,400	11,400	6,900
前期実績 (平成 25 年 3 月期)	26,007	9,294	9,625	5,598

メディサイエンスプランニングの当期連結業績予想（平成 25 年 10 月 10 日公表分）及び前期連結実績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成 26 年 8 月期)	9,850	882	895	531
前期実績 (平成 25 年 8 月期)	8,240	732	749	444